

市会議案第17号

吹田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を提出する。

令和6年12月20日提出

吹田市議会議会運営委員会委員長 澤田 直己

吹田市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

吹田市議会会議規則（昭和43年吹田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第158条」を「第157条の2－第158条」に改める。

第3条中「また同様」を「、同様」に改める。

第4条第3項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第2項中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第13条中「行なう」を「行う」に改める。

第14条及び第16条中「そなえ」を「備え」に改める。

第18条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第18条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第19条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第20条中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第22条中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

第23条第1項中「終つた」を「終わつた」に改め、同条第2項中「終わらない」を「終わらない」に、「はかつて」を「諮つて」に改める。

第24条から第27条までの規定中「行なう」を「行う」に改める。

第28条中「順次、投票を備え付けの投票箱に投入する」を「議長の指示に従つて、順次、投票する」に改める。

第29条中「終つた」を「終わつた」に改める。

第30条第3項中「きいて」を「聴いて」に改め、同条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第37条中「まつて」を「待つて」に改める。

第38条第1項中「ついで」を「次いで」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第39条及び第41条中「終つた」を「終わつた」に改める。

第44条第2項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第48条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第49条第4項中「当つて」を「当たつて」に改める。

第50条第1項中「ものがすべて発言を終つた」を「者が全て発言を終わつた」に改める。

第52条中「終つた」を「終わつた」に改め、同条ただし書中「終る」を「終わる」に改める。

第53条第1項中「すべて」を「全て」に、「こえては」を「超えては」に改め、同条第2項中「注意し」を「注意し、」に、「場合は」を「ときは、」に改め、同条第3項中「当つて」を「当たつて」に改める。

第54条中「こえる」を「超える」に改める。

第57条中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

第58条第1項中「終つた」を「終わつた」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第61条第2項中「はからなければ」を「諮らなければ」に改める。

第63条中「又は」を「、又は」に改める。

第64条中「答弁しがたい」を「答弁し難い」に、「写を」を「写しを」に改め、同条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第65条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第68条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「認定しがたい」を「認定し難い」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第69条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第70条第1項中「行なう」を「行う」に改める。

第71条中「行なう」を「行う」に改め、「効力）」の次に「第1項から第3項まで」を加える。

第73条中「はかる」を「諮る」に改め、同条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第74条第1項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第2項中「とる」を「採る」に改め、同項ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第74条の4第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第75条第1項中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改める。

第76条中「（会議録が電磁的記録をもつて作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。）」を削る。

第78条中「（会議録が電磁的記録をもつて作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）」を削る。

第85条ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第87条中「行なう」を「行うこと」に改める。

第88条ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第89条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第99条中「終った」を「終わった」に改める。

第103条中「すべて」を「全て」に改める。

第105条第1項中「すべて」を「全て」に、「こえては」を「超えては」に改める。

第106条第1項中「聞く」を「聴く」に改め、同条第2項中「申し出」を「申出」に改める。

第108条第2項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第110条中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

第111条第1項中「終った」を「終わった」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第113条中「又は」を「、又は」に改める。

第114条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「答弁しがたい」を「答弁し難い」に、「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に代えることができる。

第115条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第118条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「認定しがたい」を「認定し難い」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第119条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第120条第1項中「行なう」を「行う」に改める。

第121条中「行なう」を「行う」に改め、「効力）」の次に「第1項から第3項まで」を加える。

第123条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第124条第1項中「とる」を「採る」に改め、同項ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第129条第4項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

5 議員が会議の議題となつた請願の紹介を取り消そうとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第131条第1項ただし書中「議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない」を「常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による付託は、議会の議決で省略することができる。

第133条第1項中「意見を付け、」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第134条中「ものは」を「ものについては」に改める。

第135条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第136条第2項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第140条を次のように改める。

(決定の通知)

第140条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第142条中「外とう、えり巻、つえ、かき」を「コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長又は委員長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長又は委員長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第147条の見出し中「資料等印刷物」を「資料等」に改め、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第149条中「すべて」を「全て」に改め、同条ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第151条中「ことは」を「ことが」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第151条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わつて弁明させることができる。

第152条中「行なう」を「行う」に改める。

第153条中「こえる」を「超える」に改める。

第9章中第158条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第157条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時（第19条（日程の作成及び配布）、第64条（答弁書の配布）、第76条（会議録の配布）、第114条（答弁書の配布）、第130条（請願文書表の作成及び配布）第1項及び第131条（請願の委員会付託）第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該通知を受ける議員の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時又は当該通知を受ける議員が当該通知に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示したものを閲覧し、若しくは当該事項をその使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録することができる措置をとるとともに、当該通知を受ける議員に対し、当該措置をとった旨の通知を議会等が発した時のいずれか早い時）に当該通知を受ける者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

(電磁的記録による作成等)

第157条の3 この規則の規定(第27条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)第1項(第71条(選挙規定の準用)において準用される場合を含む。))を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

別表代表者会議の項中「代表者会議」を「代表者会」に改め、同表役選代表者会議の項中「役選代表者会議」を「役選代表者会」に、「代表者会議」を「代表者会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

吹田市議会会議規則現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>目次</p> <p>第1章 } 第8章 } -----略-----</p> <p>第9章 補則 (第158条)</p> <p>附則</p> <p>(宿所又は連絡所の届出)</p> <p>第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも<u>また同様</u>とする。</p> <p>(議席)</p> <p>第4条 } 2 } -----略-----</p> <p>3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議には<u>かつて</u>議席を変更することができる。</p> <p>4 -----略-----</p> <p>(会期中の閉会)</p> <p>第7条 会議に付された事件を<u>すべて</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p> <p>(会議時間)</p> <p>第9条 -----略-----</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただ</p>	<p>目次</p> <p>第1章 } 第8章 } -----略-----</p> <p>第9章 補則 (第157条の2-第158条)</p> <p>附則</p> <p>(宿所又は連絡所の届出)</p> <p>第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、<u>同様</u>とする。</p> <p>(議席)</p> <p>第4条 } 2 } -----略-----</p> <p>3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に<u>諮つて</u>議席を変更することができる。</p> <p>4 -----略-----</p> <p>(会期中の閉会)</p> <p>第7条 会議に付された事件を<u>全て</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p> <p>(会議時間)</p> <p>第9条 -----略-----</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議に宣告することにより</u>、会議時間を変</p>

現 行	改 正 案
<p>し、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。</p> <p>3 会議の開始は、号鈴で報ずる。</p> <p>(出席催告)</p> <p>第13条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所(別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所)に、文書又は口頭をもつて<u>行なう</u>。</p> <p>(議案の提出)</p> <p>第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を<u>そなえ</u>、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては3人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を<u>そなえ</u>、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。</p> <p>(修正の動議)</p> <p>第16条 修正の動議は、その案を<u>そなえ</u>、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては3人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)</p> <p>第18条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の</p>	<p>更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。</u></p> <p>4 会議の開始は、号鈴で報ずる。</p> <p>(出席催告)</p> <p>第13条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所(別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所)に、文書又は口頭をもつて<u>行う</u>。</p> <p>(議案の提出)</p> <p>第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を<u>備え</u>、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては3人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を<u>備え</u>、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。</p> <p>(修正の動議)</p> <p>第16条 修正の動議は、その案を<u>備え</u>、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては3人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)</p> <p>第18条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の</p>

現 行	改 正 案
<p>議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。</p> <p>2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。</p> <p>3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。</p> <p>(日程の作成及び配布)</p> <p>第19条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。</p> <p>(日程の順序変更及び追加)</p> <p>第20条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議にはかつて、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。</p> <p>(延会の場合の議事日程)</p> <p>第22条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、又はその議事が終らなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。</p> <p>(日程の終了及び延会)</p> <p>第23条 議事日程に記載した事件の議事を終つたときは、議長は散会を宣告する。</p> <p>2 議事日程に記載した事件の議事が終らない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議にはかつて延会することができる。</p>	<p>議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</p> <p>2 議員が提出した事件及び動議につき前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。</p> <p>3 委員会が提出した議案につき第1項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。</p> <p>(日程の作成及び配布)</p> <p>第19条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。</p> <p>(日程の順序変更及び追加)</p> <p>第20条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮つて、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。</p> <p>(延会の場合の議事日程)</p> <p>第22条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、又はその議事が終わらなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。</p> <p>(日程の終了及び延会)</p> <p>第23条 議事日程に記載した事件の議事を終つたときは、議長は散会を宣告する。</p> <p>2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮つて延会することができる。</p>

現 行	改 正 案
<p>(選挙の宣告)</p> <p>第24条 議会において選挙を行なうときは、議長は、その旨を宣告する。</p> <p>(不在議員)</p> <p>第25条 選挙を行なう際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。</p> <p>(議場の出入口閉鎖)</p> <p>第26条 投票による選挙を行なうときは、議長は、第24条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。</p> <p>(投票用紙の配布及び投票箱の点検)</p> <p>第27条 投票を行なうときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。</p> <p>2 ----- 略 -----</p> <p>(投票)</p> <p>第28条 議員は、<u>順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。</u></p> <p>(投票の終了)</p> <p>第29条 議長は、投票が<u>終わった</u>と認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。</p> <p>(開票及び投票の効力)</p> <p>第30条 } ----- 略 -----</p> <p>2 }</p> <p>3 投票の効力は、立会人の意見を<u>きいて</u>議長が決定する。</p> <p>(付託事件を議題とする時期)</p> <p>第37条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の<u>終了をまつて</u>議題とする。</p> <p>(委員長の報告及び少数意見者の報告)</p>	<p>(選挙の宣告)</p> <p>第24条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。</p> <p>(不在議員)</p> <p>第25条 選挙を行う際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。</p> <p>(議場の出入口閉鎖)</p> <p>第26条 投票による選挙を行うときは、議長は、第24条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。</p> <p>(投票用紙の配布及び投票箱の点検)</p> <p>第27条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。</p> <p>2 ----- 略 -----</p> <p>(投票)</p> <p>第28条 議員は、<u>議長の指示に従つて、順次、投票する。</u></p> <p>(投票の終了)</p> <p>第29条 議長は、投票が<u>終わった</u>と認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。</p> <p>(開票及び投票の効力)</p> <p>第30条 } ----- 略 -----</p> <p>2 }</p> <p>3 投票の効力は、立会人の意見を<u>聴いて</u>議長が決定する。</p> <p>4 <u>投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u></p> <p>(付託事件を議題とする時期)</p> <p>第37条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の<u>終了を待つて</u>議題とする。</p> <p>(委員長の報告及び少数意見者の報告)</p>

現 行	改 正 案
<p>第38条 委員会が審査又は調査した事件が議題となつたときは、委員長がその経過及び結果を報告し、<u>ついで</u>少数意見者が少数意見の報告をする。</p> <p>2 ----- 略 -----</p> <p>3 第1項の報告は、討論を用いないで会議に<u>はかつて</u>省略することができる。</p> <p>4 ----- 略 -----</p> <p>(修正案の説明)</p> <p>第39条 委員長の報告及び少数意見者の報告が<u>終つた</u>とき又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。</p> <p>(討論及び表決)</p> <p>第41条 議長は、前条の質疑が<u>終つた</u>ときは討論に付し、その終結の後表決に付する。</p> <p>(委員会の中間報告)</p> <p>第44条 ----- 略 -----</p> <p>2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。</p> <p>(発言の許可等)</p> <p>第48条 発言は、<u>すべて</u>議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。</p> <p>2 ----- 略 -----</p> <p>(発言の通告及び順序)</p> <p>第49条 } ----- 略 ----- 2 } 3 }</p>	<p>第38条 委員会が審査又は調査した事件が議題となつたときは、委員長がその経過及び結果を報告し、<u>次いで</u>少数意見者が少数意見の報告をする。</p> <p>2 ----- 略 -----</p> <p>3 第1項の報告は、討論を用いないで会議に<u>諮つて</u>省略することができる。</p> <p>4 ----- 略 -----</p> <p>(修正案の説明)</p> <p>第39条 委員長の報告及び少数意見者の報告が<u>終わつた</u>とき又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。</p> <p>(討論及び表決)</p> <p>第41条 議長は、前条の質疑が<u>終わつた</u>ときは討論に付し、その終結の後表決に付する。</p> <p>(委員会の中間報告)</p> <p>第44条 ----- 略 -----</p> <p>2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、<u>議会の承認を得て</u>、中間報告をすることができる。</p> <p>(発言の許可等)</p> <p>第48条 発言は、<u>全て</u>議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。</p> <p>2 ----- 略 -----</p> <p>(発言の通告及び順序)</p> <p>第49条 } ----- 略 ----- 2 } 3 }</p>

現 行	改 正 案
<p>4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に<u>当たつても</u>発言しないときは、その通告は効力を失う。 (発言の通告をしない者の発言)</p> <p>第50条 発言の通告をしない者は、<u>通告したものがすべて発言を終わった後</u>でなければ発言を求めることができない。</p> <p>2 } ----- 略 ----- 3 }</p> <p>(議長の発言討論)</p> <p>第52条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、<u>発言が終わった後</u>、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が<u>終る</u>までは、議長席に復することができない。 (発言内容の制限)</p> <p>第53条 発言は、<u>すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。</u></p> <p>2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、<u>注意しなお従わない場合は</u>発言を禁止することができる。</p> <p>3 議員は、<u>質疑に当たつては</u>、自己の意見を述べることができない。 (質疑の回数)</p> <p>第54条 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を<u>こえる</u>ことができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>(発言の継続)</p> <p>第57条 延会、中止又は休憩のため<u>発言が終らなかつた議員は</u>、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。 (質疑又は討論の終結)</p>	<p>4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に<u>当たつても</u>発言しないときは、その通告は効力を失う。 (発言の通告をしない者の発言)</p> <p>第50条 発言の通告をしない者は、<u>通告した者が全て発言を終わった後</u>でなければ発言を求めることができない。</p> <p>2 } ----- 略 ----- 3 }</p> <p>(議長の発言討論)</p> <p>第52条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、<u>発言が終わつた後</u>、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が<u>終わる</u>までは、議長席に復することができない。 (発言内容の制限)</p> <p>第53条 発言は、<u>全て簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。</u></p> <p>2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、<u>注意し、なお従わないときは</u>、発言を禁止することができる。</p> <p>3 議員は、<u>質疑に当たつては</u>、自己の意見を述べることができない。 (質疑の回数)</p> <p>第54条 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を<u>超える</u>ことができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>(発言の継続)</p> <p>第57条 延会、中止又は休憩のため<u>発言が終わらなかつた議員は</u>、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。 (質疑又は討論の終結)</p>

現 行	改 正 案
<p>第58条 質疑又は討論が<u>終わった</u>ときは、議長は、その終結を宣告する。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議には<u>かつて</u>決める。</p> <p>(緊急質問)</p> <p>第61条 -----略-----</p> <p>2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議には<u>からなければなら</u>ない。</p> <p>3 -----略-----</p> <p>(発言の取消し又は訂正)</p> <p>第63条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し<u>又</u>は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。</p> <p>(答弁書の配布)</p> <p>第64条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに<u>答弁しがたい</u>場合において答弁書を提出したときは、議長は、その<u>写</u>を議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に<u>かえる</u>ことができる。</p> <p>(表決問題の宣告)</p> <p>第65条 議長は、表決を<u>とろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。</p> <p>(起立による表決)</p> <p>第68条 議長が表決を<u>とろう</u>とするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p>	<p>第58条 質疑又は討論が<u>終わった</u>ときは、議長は、その終結を宣告する。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に<u>諮</u>つて決める。</p> <p>(緊急質問)</p> <p>第61条 -----略-----</p> <p>2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に<u>諮らなければなら</u>ない。</p> <p>3 -----略-----</p> <p>(発言の取消し又は訂正)</p> <p>第63条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、<u>又は</u>議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。</p> <p>(答弁書の配布)</p> <p>第64条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに<u>答弁し難い</u>場合において答弁書を提出したときは、議長は、その<u>写し</u>を議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に<u>代える</u>ことができる。</p> <p>(表決問題の宣告)</p> <p>第65条 議長は、表決を<u>採ろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。</p> <p>(起立による表決)</p> <p>第68条 議長が表決を<u>採ろう</u>とするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p>

現 行	改 正 案
<p>2 議長が起立者の多少を<u>認定しがたい</u>とき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>とらなければ</u>ならない。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第69条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>とる</u>。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>(記名及び無記名投票)</p> <p>第70条 投票による表決を<u>行なう</u>場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。ただし、記名投票の場合は議員の氏名を併記しなければならない。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第71条 記名投票又は無記名投票を<u>行なう</u>場合には、第26条(議場の出入口閉鎖)、第27条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第28条(投票)、第29条(投票の終了)、第30条(開票及び投票の効力)、第31条(選挙結果の報告)第1項及び第32条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。</p> <p>(簡易表決)</p> <p>第73条 議長は、問題について異議の有無を会議に<u>はかる</u>ことができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を<u>とらなければ</u>ならない。</p> <p>(表決の順序)</p> <p>第74条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を<u>とらなければ</u>な</p>	<p>2 議長が起立者の多少を<u>認定し難い</u>とき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>採らなければ</u>ならない。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第69条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>採る</u>。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>(記名及び無記名投票)</p> <p>第70条 投票による表決を<u>行う</u>場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。ただし、記名投票の場合は議員の氏名を併記しなければならない。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第71条 記名投票又は無記名投票を<u>行う</u>場合には、第26条(議場の出入口閉鎖)、第27条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第28条(投票)、第29条(投票の終了)、第30条(開票及び投票の効力)<u>第1項から第3項まで</u>、第31条(選挙結果の報告)第1項及び第32条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。</p> <p>(簡易表決)</p> <p>第73条 議長は、問題について異議の有無を会議に<u>諮る</u>ことができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を<u>採らなければ</u>ならない。</p> <p>(表決の順序)</p> <p>第74条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を<u>採らなければ</u>な</p>

現 行	改 正 案
<p>らない。</p> <p>2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>とる</u>。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>はかつて</u>決める。</p> <p>3 修正案が<u>すべて</u>否決されたときは、原案について表決を<u>とる</u>。</p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第74条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、<u>あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から</u>、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第75条 会議録に<u>記載し、又は記録する</u>事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } } (15) } -----略-----</p> <p>2 }</p> <p>(会議録の配布)</p> <p>第76条 会議録は、議員及び関係者に配布<u>(会議録が電磁的記録をもつて作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。)</u>する。</p> <p>(会議録署名議員)</p> <p>第78条 会議録に署名する議員<u>(会議録が電磁的記録をもつて作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)</u>は、2</p>	<p>らない。</p> <p>2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>採る</u>。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>諮つて</u>決める。</p> <p>3 修正案が<u>全て</u>否決されたときは、原案について表決を<u>採る</u>。</p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第74条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、<u>前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から</u>、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第75条 会議録に<u>記載する</u>事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } } (15) } -----略-----</p> <p>2 }</p> <p>(会議録の配布)</p> <p>第76条 会議録は、議員及び関係者に配布する。</p> <p>(会議録署名議員)</p> <p>第78条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。</p>

現 行	改 正 案
<p>人とし、議長が会議において指名する。</p> <p>(一括議題)</p> <p>第85条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。</p> <p>(審査順序)</p> <p>第87条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、討論、表決の順序によつて行なうを例とする。</p> <p>(先決動議の表決の順序)</p> <p>第88条 他の事件に先立つて表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。</p> <p>(動議の撤回)</p> <p>第89条 提出者が会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。</p> <p>(委員会報告書)</p> <p>第99条 委員会は、事件の審査又は調査を終わつたときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。</p> <p>(発言の許可)</p> <p>第103条 委員は、<u>すべて</u>委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。</p>	<p>(一括議題)</p> <p>第85条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に<u>諮つて</u>決める。</p> <p>(審査順序)</p> <p>第87条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、討論、表決の順序によつて<u>行うこと</u>を例とする。</p> <p>(先決動議の表決の順序)</p> <p>第88条 他の事件に先立つて表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に<u>諮つて</u>決める。</p> <p>(動議の撤回)</p> <p>第89条 提出者が会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、委員会の<u>許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p>(委員会報告書)</p> <p>第99条 委員会は、事件の審査又は調査を終わつたときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。</p> <p>(発言の許可)</p> <p>第103条 委員は、<u>全て</u>委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。</p>

現 行	改 正 案
<p>(発言内容の制限)</p> <p>第105条 発言は<u>すべて</u>、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>(委員外議員の発言)</p> <p>第106条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を<u>聞く</u>ことができる。</p> <p>2 委員会は、委員でない議員からの発言の<u>申し出</u>があつたときは、その許否を決める。</p> <p>(発言時間の制限)</p> <p>第108条 -----略-----</p> <p>2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用い<u>ない</u>で会議には<u>かつて</u>決める。</p> <p>(発言の継続)</p> <p>第110条 会議の中止又は休憩のため発言が<u>終らなかつた</u>委員は、さらにその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。</p> <p>(質疑又は討論の終結)</p> <p>第111条 質疑又は討論が<u>終わった</u>ときは、委員長は、その終結を宣告する。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用い<u>ない</u>で会議には<u>かつて</u>決める。</p> <p>(発言の取消し又は訂正)</p>	<p>(発言内容の制限)</p> <p>第105条 発言は<u>全て</u>、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を<u>超えて</u>はならない。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>(委員外議員の発言)</p> <p>第106条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を<u>聴く</u>ことができる。</p> <p>2 委員会は、委員でない議員からの発言の<u>申出</u>があつたときは、その許否を決める。</p> <p>(発言時間の制限)</p> <p>第108条 -----略-----</p> <p>2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>諮つて</u>決める。</p> <p>(発言の継続)</p> <p>第110条 会議の中止又は休憩のため発言が<u>終わらなかつた</u>委員は、さらにその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。</p> <p>(質疑又は討論の終結)</p> <p>第111条 質疑又は討論が<u>終わった</u>ときは、委員長は、その終結を宣告する。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>諮つて</u>決める。</p> <p>(発言の取消し又は訂正)</p>

現 行	改 正 案
<p>第113条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。 (答弁書の朗読)</p> <p>第114条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、職員をして朗読させる。 (表決問題の宣告)</p> <p>第115条 委員長は、表決を<u>とろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。 (起立又は挙手による表決)</p> <p>第118条 委員長が表決を<u>とろう</u>とするときは、問題を可とする者の起立又は挙手を求め、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 委員長が起立者又は挙手者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票（オンラインにより、又はオンラインを併用して開催する委員会にあつては、委員に賛否を発言させる方法）で表決を<u>とらなければならない</u>。 (投票による表決)</p> <p>第119条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票（オンラインにより、又はオンラインを併用して開催する委員会にあつては、委員に賛否を発言させる方法）で表決を<u>とる</u>。 2 -----略----- (記名及び無記名投票)</p> <p>第120条 投票による表決を<u>行なう</u>場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。ただし、記名投票の場合は委員の氏名を併記しなければならない。</p>	<p>第113条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、<u>又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる</u>。 (答弁書の配布)</p> <p>第114条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに<u>答弁し難い</u>場合において答弁書を提出したときは、委員長は、<u>その写しを委員に配布する</u>。ただし、<u>やむを得ないときは、朗読をもつて配布に代えることができる</u>。 (表決問題の宣告)</p> <p>第115条 委員長は、表決を<u>採ろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。 (起立又は挙手による表決)</p> <p>第118条 委員長が表決を<u>採ろう</u>とするときは、問題を可とする者の起立又は挙手を求め、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 委員長が起立者又は挙手者の多少を<u>認定し難い</u>とき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票（オンラインにより、又はオンラインを併用して開催する委員会にあつては、委員に賛否を発言させる方法）で表決を<u>採らなければならない</u>。 (投票による表決)</p> <p>第119条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票（オンラインにより、又はオンラインを併用して開催する委員会にあつては、委員に賛否を発言させる方法）で表決を<u>採る</u>。 2 -----略----- (記名及び無記名投票)</p> <p>第120条 投票による表決を<u>行う</u>場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。ただし、記名投票の場合は委員の氏名を併記しなければならない。</p>

現 行	改 正 案
<p>2 -----略-----</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第121条 記名投票又は無記名投票を行なう場合には、第27条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第28条(投票)、第29条(投票の終了)、第30条(開票及び投票の効力)及び第31条(選挙結果の報告)第1項の規定を準用する。</p> <p>(簡易表決)</p> <p>第123条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立又は挙手の方法で表決をとらなければならない。</p> <p>(表決の順序)</p> <p>第124条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。</p> <p>2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。</p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第129条 } -----略----- 2 } 3 }</p> <p>4 請願者が請願書(会議の議題となつたものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。</p>	<p>2 -----略-----</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第121条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第28条(投票)、第29条(投票の終了)、第30条(開票及び投票の効力) <u>第1項から第3項まで</u>及び第31条(選挙結果の報告)第1項の規定を準用する。</p> <p>(簡易表決)</p> <p>第123条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立又は挙手の方法で表決を<u>採らなければならない</u>。</p> <p>(表決の順序)</p> <p>第124条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>採る</u>。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>決める。</p> <p>2 修正案が<u>全て</u>否決されたときは、原案について表決を<u>採る</u>。</p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第129条 } -----略----- 2 } 3 }</p> <p>4 請願者が請願書(会議の議題となつたものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の<u>許可</u>を得なければならない。</p> <p><u>5 議員が会議の議題となつた請願の紹介を取り消そうとするときは、議会の許可を</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(請願の委員会付託)</p> <p>第131条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、<u>議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項本文の規定にかかわらず、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</u></p> <p>3 -----略-----</p> <p>(請願の審査報告)</p> <p>第133条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により<u>意見を付け、議長に報告しなければならない。</u></p> <p>(1) } -----略----- (2) }</p> <p>2 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。</p> <p>(請願の送付並びにその処理の経過及び結果報告の請求)</p> <p>第134条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについてはこれを請求しなければならない。</p> <p>(陳情書の処理)</p>	<p><u>得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u></p> <p>(請願の委員会付託)</p> <p>第131条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、<u>常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による付託は、議会の議決で省略することができる。</u></p> <p>3 -----略-----</p> <p>(請願の審査報告)</p> <p>第133条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。</p> <p>(1) } -----略----- (2) }</p> <p>2 <u>委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。</u></p> <p>3 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。</p> <p>(請願の送付並びにその処理の経過及び結果報告の請求)</p> <p>第134条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものについてはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについてはこれを請求しなければならない。</p> <p>(陳情書の処理)</p>

現 行	改 正 案
<p>第135条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、<u>その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。</u></p> <p>(議長及び副議長の辞職)</p> <p>第136条 -----略-----</p> <p>2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議にはかつてその許否を決定する。</p> <p>3 -----略-----</p> <p>(決定書の交付)</p> <p>第140条 <u>議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。</u></p> <p>(携帯品)</p> <p>第142条 <u>議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かきの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。</u></p> <p>(資料等印刷物の配布許可)</p> <p>第147条 議場又は委員会の会議室において、<u>資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p>(議長の秩序保持権)</p> <p>第149条 <u>すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があ</u></p>	<p>第135条 議長は、陳情書又はこれに類するもので<u>議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。</u></p> <p>(議長及び副議長の辞職)</p> <p>第136条 -----略-----</p> <p>2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に<u>諮つて</u>その許否を決定する。</p> <p>3 -----略-----</p> <p>(決定の通知)</p> <p>第140条 <u>前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u></p> <p>(携帯品)</p> <p>第142条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、<u>コート、マフラー、傘の類</u>を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>会議への出席に必要と認められる物であつて議長又は委員長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。</u></p> <p>(資料等の配布許可)</p> <p>第147条 議場又は委員会の会議室において、<u>資料等</u>を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。</p> <p>(議長の秩序保持権)</p> <p>第149条 <u>全て</u>規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があ</p>

現 行	改 正 案
<p>ると認めるときは、討論を用いないで会議に<u>はかつて</u>定める。</p> <p>(懲罰動議の審査)</p> <p>第151条 懲罰については、議会は、第36条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決する<u>ことはできない</u>。</p> <p>(戒告又は陳謝の方法)</p> <p>第152条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によつて<u>行なうものとする</u>。</p> <p>(出席停止の期間)</p> <p>第153条 出席停止は、7日を<u>こえる</u>ことができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内にさらに懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。</p> <p>第9章 補則</p>	<p>と認めるときは、討論を用いないで会議に<u>諮つて</u>定める。</p> <p>(懲罰動議の審査)</p> <p>第151条 懲罰については、議会は、第36条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決する<u>ことができない</u>。</p> <p>(代理弁明)</p> <p><u>第151条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わつて弁明させることができる。</u></p> <p>(戒告又は陳謝の方法)</p> <p>第152条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によつて<u>行うものとする</u>。</p> <p>(出席停止の期間)</p> <p>第153条 出席停止は、7日を<u>超える</u>ことができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内にさらに懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。</p> <p>第9章 補則</p> <p>(電子情報処理組織による通知等)</p> <p><u>第157条の2 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等</u></p>

現 行	改 正 案
	<p><u>の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u></p> <p><u>2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。</u></p> <p><u>3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。</u></p> <p><u>4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時（第19条（日程の作成及び配布）、第64条（答弁書の配布）、第76条（会議録の配布）、第114条（答弁書の配布）、第130条（請願文書表の作成及び配布）第1項及び第131条（請願の委員会付託）第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該通知を受ける議員の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時又は当該通知を受ける議員が当該通知に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示したものを閲覧し、若しくは当該事項をその使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録することができる措置をとるとともに、当該通知を受ける議員に対し、当該措置をとった旨の通知を議会等が発した時のいずれか早い時）に当該通知を受ける者に到達したものとみなす。</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(会議規則の疑義に対する措置)</p> <p>第158条 -----略-----</p>	<p>5 <u>議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。</u></p> <p>6 <u>議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。</u></p> <p><u>（電磁的記録による作成等）</u></p> <p>第157条の3 この規則の規定（第27条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）第1項（第71条（選挙規定の準用）において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 <u>前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。</u></p> <p>(会議規則の疑義に対する措置)</p> <p>第158条 -----略-----</p>

現 行				改 正 案																																																	
別表 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 35%;">目的</th> <th style="width: 15%;">構成員</th> <th style="width: 35%;">招集権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会広報委員会</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">-----略-----</td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>）</td> </tr> <tr> <td>特別委員協議会</td> </tr> <tr> <td>代表者会議</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">-----略-----</td> </tr> <tr> <td>役選代表者会議</td> <td>議会運営委員会（一般選挙後最初の議会においては、<u>代表者会議</u>）から委任された議会役員等の選考を行う。</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">-----略-----</td> </tr> <tr> <td>政務活動費経理責任者会議</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">-----略-----</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>議会運営委員会小協議会</td> </tr> </tbody> </table>				名称	目的	構成員	招集権者	議会広報委員会	-----略-----			）	特別委員協議会	代表者会議	-----略-----			役選代表者会議	議会運営委員会（一般選挙後最初の議会においては、 <u>代表者会議</u> ）から委任された議会役員等の選考を行う。	-----略-----		政務活動費経理責任者会議	-----略-----			議会運営委員会小協議会	別表 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 35%;">目的</th> <th style="width: 15%;">構成員</th> <th style="width: 35%;">招集権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会広報委員会</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">-----略-----</td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>）</td> </tr> <tr> <td>特別委員協議会</td> </tr> <tr> <td>代表者会</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">-----略-----</td> </tr> <tr> <td>役選代表者会</td> <td>議会運営委員会（一般選挙後最初の議会においては、<u>代表者会</u>）から委任された議会役員等の選考を行う。</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">-----略-----</td> </tr> <tr> <td>政務活動費経理責任者会議</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">-----略-----</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>議会運営委員会小協議会</td> </tr> </tbody> </table>				名称	目的	構成員	招集権者	議会広報委員会	-----略-----			）	特別委員協議会	代表者会	-----略-----			役選代表者会	議会運営委員会（一般選挙後最初の議会においては、 <u>代表者会</u> ）から委任された議会役員等の選考を行う。	-----略-----		政務活動費経理責任者会議	-----略-----			議会運営委員会小協議会
名称	目的	構成員	招集権者																																																		
議会広報委員会	-----略-----																																																				
）																																																					
特別委員協議会																																																					
代表者会議	-----略-----																																																				
役選代表者会議	議会運営委員会（一般選挙後最初の議会においては、 <u>代表者会議</u> ）から委任された議会役員等の選考を行う。	-----略-----																																																			
政務活動費経理責任者会議	-----略-----																																																				
議会運営委員会小協議会																																																					
名称	目的	構成員	招集権者																																																		
議会広報委員会	-----略-----																																																				
）																																																					
特別委員協議会																																																					
代表者会	-----略-----																																																				
役選代表者会	議会運営委員会（一般選挙後最初の議会においては、 <u>代表者会</u> ）から委任された議会役員等の選考を行う。	-----略-----																																																			
政務活動費経理責任者会議	-----略-----																																																				
議会運営委員会小協議会																																																					